明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○旅券法施行規則の一部を改正する省令（外務一一）　一
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三九一）　二
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三九二）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国際協力機構一般勘定平成二十二事業年度決算、企業年金基金変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　八二

省　令

○外務省令第十一号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項及び第二十二条の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十七日

外務大臣　松本　剛明

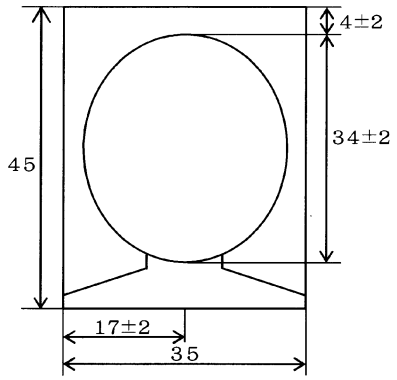
旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改正する。

別表第二（第一条関係）

（単位：㎜）



1．　申請者（請求者）本人のみが正面を向いて撮影されたもの
2．　提出の日前6か月以内に撮影されたもの
3．　縁なしで上記図画面の各寸法を満たしたもの
（顔の寸法は頭頂から顎まで）
4．　無帽であるもの（申請者（請求者）の申出により、都道府県知事、外務大臣又は領事官が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）
5．　背景（影を含む。）がないもの

別記第一号様式から別記第二号様式、別記第四号様式から別記第九号様式、別記第十一号様式から別記第十二号様式、別記第十五号様式から別記第十九号様式までを次のように改正する。